

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 2 年 7 月～ 新規入職者に対して規定及び相談窓口の案内配布、全職員に対して周知の徹底を推進する。

目標 2：男性の子育て目的の休暇の取得促進の実施のため、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 2 年 7 月～ 新規入職者に対して規定の案内配布、全職員に対して周知の徹底を推進する。

目標 3：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の周知を図り、取得の推進を図る。

<対策>

- 令和 2 年 7 月～ 社内ネットワークなどによる職員への周知。

目標 4：子の看護休暇制度を拡充する（妊産婦の健康診査のための有給休暇及び育児休憩時間の有給扱いについて、対象を時間給契約者まで拡大する）。

<対策>

- 令和 2 年 7 月～ 制度の導入、社内ネットワークなどによる職員への周知。

目標 5：在宅勤務ができるテレワーク制度を導入する。

<対策>

- 令和 2 年 7 月～ 試験的に導入。